令和6年1月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

会議録

令和6年1月23日開催

会 議 録

開	催	į	日	時	令和 6 年 1 月 2 3 日 (火) 午後 2 時 開会 午後 2 時 4 7 分 閉会
場				所	旭川市教育委員会 教育委員会室
出		: . U	育 [×] 委	長員	教育長 野﨑 幸宏,顥鵬賭 本田 哲嗣,委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉,委 員 坂田 葉子
席	事務	説	,明	員	学校教育部長 品田 幸利 社会教育部長 佐藤 弘康 学校教育部次長 石原 伸広 社会教育部次長 谷口 敦哉 学校教育部次長 真田 眞 社会教育部次長 主藤 肇 教職員課長 佐藤 文泰 文化振興課長 坂本 剛
者	局	事職	務	局員	教育政策課主查 道下 眞紀 同 朝倉 裕幸
傍		聴		者	0人
公開・非公開の別			公開 0	り別	一部非公開
会	議	1,660	次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する 条例の制定について ・議案第2号 井上靖記念館の指定管理者の指定について ・議案第3号 旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の行政措置(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 3 報告事項 (1) 旭川市議会令和5年第4回定例会の報告について (2) 旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見提出手続の結果について その他 7 閉会

			審議内容
発	言	者	発言要旨
			《開会》
教	育	長	ただいまから、令和6年1月定例教育委員会会議を開会いたします。
			《会議録署名委員》
教	育	長	本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。
			《 前回会議録 》
教	育	長	会議録ですが、令和5年10月定例教育委員会会議(令和5年10月24日開催)については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。
各 教	委 育	員長	ありません。 御意見がありませんので,これを承認することで御異議ありませんか。
各 教	委 育	員長	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
			いては、承認することといたします。 なお、令和5年11月定例会及び12月定例会の会議録については、現
			在調製中でございますので, 調製後, 承認するということでよろしいですか。
各教	委育	員長	
			《審議事項》
教	育	岐	それでは、審議事項に入ります。 議案第1号「旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」、 報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(2)「旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見提出手続の結果について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。
各教	委 育	員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、議案第3号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告事項(2)については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。 《 報告事項》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「旭川市議会令和5年第4回定例会の報告について」,報 告願います。

学校教育部長

会期は、令和5年12月1日から同月13日までの通算13日間、学校教育部に係る議案としては、令和5年度旭川市一般会計補正予算先議分と、 先議以外の令和5年度旭川市一般会計補正予算についての2つでした。

まず、令和5年11月29日に開催されました子育て文教常任委員会において、民主・市民連合の江川委員から、旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見提出手続の実施について、自民党・市民会議の佐藤委員、民主・市民連合の品田委員、公明党の駒木委員、日本共産党の中村委員及び民主・市民連合の江川委員から、いじめの重大事態に係る調査報告書の保管状況に関する調査結果について、質疑がございました。

次に、12月7日、8日及び11日の3日間、一般質問が行われ、9人から質問がありました。自民党・市民会議の沼崎議員から、こどもの健康について、公明党の駒木議員から、性的マイノリティに対する支援について、自民党・市民会議の安田議員から、小中学校の夏休みについて、日本共産党の中村議員から、小中学校の長期休業の延長について、不登校支援について、学校給食費について、民主・市民連合の高見議員から、「新庁舎開庁後におけるイベント等の開催について」として、子ども議会の開催について、無党派Gの上野議員から、旭川いじめ重大事態について、学校教育における特別支援の児童生徒及びGIGAスクールの現状と課題等について、民主・市民連合の小林議員から、小中学校の生理用品設置について、自民党・市民会議の高橋議員から、いじめ事件最終報告書漏洩の調査の適正について、無所属の横山議員から、小中学校不登校の実態と対応について、教職員の勤務実態の現状と課題について、教育予算に関わる課題について、特別支援教育に関わる課題について、質問がございました。

次に、12月13日に本会議にて直接審議が行われ、1人から質疑がありました。無党派Gの野村パターソン議員から、「議案第2号令和5年度旭川市一般会計補正予算について」として、冷房設備整備について、質疑がございました。

学校教育部の報告は以上でございます。

社会教育部長

引き続き, 社会教育部関係部分について御報告申し上げます。

社会教育部に関係する議案としましては、令和5年度旭川市一般会計補 正予算についてでした

一般質問において、2会派2人から質問がございました。民主・市民連合の高見議員から、「新総合体育館・新文化会館の建設について」として、市民文化会館の現状や建替え場所について、無党派Gの上野議員から、「新庁舎について」として、市民文化会館前から春光園に移設した彫刻「凍れる滝」を新庁舎周辺に戻すことについて、質問がございました。

社会教育部の報告は以上でございます。

教 育 長 各 委 員 本案について、御意見、御質問等はありますか。

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(1)「旭川市議会令和5年第4回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。

《その他》

教 育 長各 委 員

務

事

他に,何かありますか。

ありません。

局ありません。

《秘密会》

教 育 長

ここからは, 秘密会といたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。

報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

 各
 委
 員

 教
 育
 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告第5号については、会議録には概要を記載することといたします。

議案第1号「旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」,説明願います。

眞田学校教育部次長

本件は、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等連絡協議会の所管を、教育委員会から市長に移管するため、本条例の制定について、旭川市議会令和6年第1回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものです。

旭川市いじめ防止等連絡協議会におきましては、令和元年度からこれまで、教育委員会が所管してまいりましたが、令和5年度から市長部局にいじめ防止対策推進部が設置され、いじめ防止対策に関する事項を所管しているところであり、いじめ防止対策推進法第14条第1項では、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。」とされており、同法の趣旨を踏まえ、連絡協議会の所管を教育委員会から市長に移管しようとするものであります。なお、本条例案については、いじめ防止対策推進部との協議を踏まえ、作成していることを申し添えます。

教 育 長 員 長

本案について、御意見、御質問等はありますか。 ありません。

それでは、議案第1号「旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を 改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議あり ませんか。

各 委 員 教 育 長 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。 次に、議案第2号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」、説明 願います。

文化振興課長

地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度により, 井上靖記念館の管理運営を指定管理者に行わせようとするものです。

当該施設に係る指定管理者については、旭川市井上靖記念館条例の規定に基づき公募によることなく選定することとし、旭川市において文学に造詣が深く、平成26年度から令和5年度まで井上靖記念館指定管理者の実績を有する「特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会」から事業計画書等の提出を求め審査を行った結果、同法人が指定管理者としての要件を備えていることから、指定管理者に指定しようとすることについて、旭川市議会令和6年第1回定例会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものであります。

教 育 長 各 委 員

長 本案について、御意見、御質問等はありますか。 員 ありません。 教 育

それでは、議案第2号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」は、 原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

育 教

「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。 次に、議案第3号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」、 説明願います。

谷口社会教育部次長

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度により、 旭川市春光台公民館の管理運営を指定管理者に行わせようとするものです。

当該施設に係る指定管理者については、旭川市公民館条例の規定に基づ き,公募によることなく選定することとし,春光台地域の2市民委員会を はじめとする各種団体からなる「旭川市春光台公民館運営理事会」に事業 計画書等の提出を求め審査を行った結果、同団体が指定管理者の要件を備 えていることから、引き続き指定管理者に指定しようとすることについて、 旭川市議会令和6年第1回定例会に提案するよう,市長に意見を申し出よ うとするものでございます。

教 育 長 各 委 員

育

育

教

教

本案について、御意見、御質問等はありますか。

ありません。

それでは、議案第3号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定につい て」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 異議ありません。 長

長

「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置(臨時代理)につ いて」>

令和6年1月12日付けの旭川市教育委員会事務局職員の行政措置につ いて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」> 令和6年1月11日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学 校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告の とおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)につ いて!>

令和5年12月17日から令和6年1月1日付けまでの旭川市教育委員 会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、 報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」>

令和6年1月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につ いて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申 (臨時代理) について」> 令和5年9月22日から同年12月28日付けまでの北海道教育委員会 に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時 に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 長

次に、報告事項(2)「旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する |意見提出手続の結果について」,報告願います。

眞田学校教育部次長

本基本方針につきましては、令和5年11月定例教育委員会会議におい て御審議いただいた改定案に対しまして,令和5年12月8日から令和6 【年1月10日までの間、意見提出手続を実施いたしました。

意見提出手続における意見提出者数は44件でありましたが、そのうち、改定案に関する意見は10件であり、その他は賛否のみを示した意見や、改定案に対するものではない意見のほか、意見未記入のものでございました。

今後のスケジュールでございますが、これらの意見について、いじめ防止対策推進部と協議し、本基本方針の改定案にどのように反映させるのかなど考え方を整理した上で、いじめ防止基本方針の改定に係る懇話会参加者からも御意見をいただき、令和6年2月定例教育委員会会議において、「寄せられた意見と旭川市教育委員会の考え方」について報告いたします。

また、2月中に臨時教育委員会会議を開催させていただき、本基本方針の改定案について御審議いただきたいと考えております。

なお,「寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方」につきましては,子育て文教常任委員会に報告し,市のホームページへの掲載により公表した後,個別回答を希望している意見提出者にそれぞれ回答を送付するとともに,各学校への周知を行ってまいります。

加えて、改定案に対するものではない意見については、市民参加推進条例第10条第4項に基づき、自発的な市民参加があったものとして取り扱い、所管課に意見書を回付するとともに、個別回答の有無について検討してまいります。

教 育 長

本案について、御意見、御質問等はありますか。

本 田 委 員

基本方針については、おおむね肯定的な意見が多かったと感じますが、 この基本方針に基づく実効性の部分について求めている意見が多かったと 思われますので、寄せられた意見を基に検討していただければと思います。

坂 田 委 員

加害側の保護者への指導を求めている意見が多くあったと思われますので、この基本方針を基に、どこまで加害側の保護者へ踏み込んでいけるのかというところが難しいところだと感じました。

眞田学校教育部次長

いじめの事案につきましては、その事案によって状況は様々ではありますが、基本的に学校においては、被害側についても加害側についても教育という観点から指導するとともに、保護者と連携して、その対応に当たっているところでございます。寄せられた意見の中には、加害側に対して厳しい御意見もあり、最終的には、法に基づき出席停止などの措置を行うことができますが、学校及び教育委員会においては、そうならないように対応していかなければならないと考えております。本基本方針及びいじめ防止対策推進条例の中でも、加害側に対する対応についての記載がありますので、これらを踏まえ、個別の状況に応じ、対応していかなければならないと考えております。

 教
 育
 長

 各
 委
 員

他に御意見,御質問等はありますか。

ありません。

教 育 長

それでは、報告事項(2)「旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見提出手続の結果について」は、報告を受けたこととします。

《その他》

教 育 長 各 委 員

事

他に,何かありますか。

員 ありません。

務局ありません。

教 育 長 それでは、以上で令和6年1月定例教育委員会会議を終了いたします。

《閉会》